地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域公共交通の再編によるまちなかの賑わいと生活福祉の向上計画 ~ 中心市街地活性化及び胎内リゾートへの誘客促進~

2 地域再生計画の作成主体の名称

胎内市

3 地域再生計画の区域

胎内市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

胎内市は、平成17年9月1日に中条町(2.6万人)と黒川村(0.6万人)が合併して誕生した。新潟県の北東部に位置し、県都・新潟市から約40km、東には飯豊連峰が、西には日本海が広がっている。総面積は265.18km²で、飯豊連峰を源とする母なる川「胎内川」を中心に市域を形成。上流部は、四季折々の渓谷美に彩られるほか、胎内川扇状地には緑の優良農地が広がり、河口を中心とする15kmに及ぶ海岸線には砂丘と松林がある等、豊かな自然に囲まれた地域である。

平成17年の国勢調査における人口は32,813人であり、その後の人口動態は、年平均1.0%前後の割合で微減傾向、また、年少人口の減少と老年人口の増加が進んでおり、少子高齢化が懸念されている。

合併以前の旧町村について特徴を述べると、旧中条町については、中世「奥山荘」(おくやまのしょう)といわれる一つの荘園により発展してきた。平安時代に権威を奮っていた、豪族・城氏やその血縁の女武将・板額御前(はんがくごぜん)にまつわる史跡や逸話が現在でも多く残り、郷土の誇りとして語り継がれている。また産業の分野では、基幹産業の農業を中心に、知名度の高い企業の誘致や新潟中条中核工業団地を造成するなど、新潟県北の工業都市として栄えている。

一方、旧黒川村については、農家の出稼ぎや若者流出に歯止めをかけようと、 農業と連携した観光事業を企画し、公営のスキー場やホテル、レストランなどリ ゾート地域を形成し、ピーク時の平成6年には年間96万人の利用客があった。 現在では、利用客が年々減少傾向にあるものの、施設を維持・運営している。

(2)地域の現状と課題

合併後は、基幹産業である農業を中心に、工業都市、観光リゾート都市として発展することが期待されているが、近年、郊外の国道7号沿線に大型店が出店してきたことから、中心市街地に位置する本町商店街が衰退し、まちなかの賑わいが失われつつある。さらには、高齢化に伴い、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)等の社会保障費が増大する形となり、生活福祉環境の低下が懸念される。

また、本市の公益施設の状況は、駅東地区には庁舎・公共施設・商業施設が、駅西地区には住宅地や福祉施設が立地するコンパクトな中心市街地を形成しているが、JR羽越線により東西が地理的に分断されていることから、交通利便性、回遊性に課題がある。郊外に位置する胎内リゾート地域についても、公共交通機関の利便性、回遊性等に課題がある。新市の一体的発展のためにも、これら交通に関する課題に対して、限られた社会資源の中で効果的な対策を講じる必要がある。

(3) 目標

このような背景から、現在運行している路線バスを全面的に見直し、新しい公 共交通として、現状のバスの運行経費より安価なデマンド交通を導入し、対象者 (高齢者、通学者、観光客)を明確にした利用しやすい公共交通の整備を図る。 具体的な目標は、下記のとおりである。

- ① 高齢者に優しいドア to ドアのデマンド交通の導入を図る(高齢者)
- ②通学者が利用しやすい路線バス等の見直しを行う(通学者)
- ③胎内リゾートへの公共交通確保のため市内循環バスの導入を図る(観光客)
- ④公共交通の利便性向上のため、バス待ち環境の改善を図る(全体)
- ⑤公共交通の継続的な見直しを行い、公共交通サービスの向上を図る(全体)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市民及び地域のニーズに合った公共交通システムの構築を目指し、胎内市全域での利便性の高いデマンド交通の導入、長年の懸案事項であった、JR中条駅・平木田駅と連携した通学者が利用しやすい路線バスの見直しを図るとともに、公共交通の利用が一番多いであろう高齢者等の移動制約者の足の確保、交通空白地帯の解消、まちなかの回遊性を高めることによる中心市街地の活性化、郊外に位置する胎内リゾートへの誘客促進に向けた市内循環型バスの導入等を検討する。

- ①胎内市全域でのデマンド交通の運行(平日のみ)
- ②IR中条駅・平木田駅の通学者を対象とした路線、ダイヤの見直し
- ③国道290号を利用した、新発田方面行きの定期通学バスの運行
- ④胎内リゾートへの輸送を主体とした、土日祝日の市内循環バスの運行
- ⑤バス停等の待合い環境整備
- ⑥デマンド交通の見直し調査

5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置の名称と番号

地域公共交通活性化・再生総合事業等(国土交通省)【B1202】

(1) 事業実施主体

胎内市地域公共交通協議会

(地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会)

構成員:バス・タクシー事業者、JR東日本、住民代表、商工会、社会福祉協 議会、道路管理者(国・県・市道)、公安委員会、学識経験者等

(2) 事業内容

上記の協議会が策定した、「胎内市地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれた事業を行う。

①公共交通利用促進活動支援事業

- ・デマンド交通システムマップの作成
- デマンド車両等のラッピング
- ・デマンド交通利用券・登録カードの作成
- チラシ、パンフレット、ホームページの作成

②乗継利便性向上施設整備支援事業

- ・デマンドシステムの導入(予約配車システム、車両購入・リース費等)
- ・交流拠点整備(予約受付等のオペレーションセンター、待合所、乗継所等)
- ・バス停等の待合い環境整備(バス停、ベンチ等の設置)

5-3-2 支援措置によらない独自の取組み

該当なし

6 計画期間

認定の日から平成24年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の達成状況に係る評価については、アンケート調査などを行い、その結果をふまえて、毎年度、胎内市地域公共交通協議会において評価・検討し、次年度の計画に反映させる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし